

『九卷伝』

「臨終の一念ハ百年の業に勝ると申候事ハ 平生の中に臨終の一念ほととの念仏ハ申出すまじきにて候賢やと
上人答給ハク 具三心者必生彼国と説れたれハ 三心具足の念仏ハ 百年の業に勝れたる臨終の一念と同事なり 必の文字の有故にそと仰られける」

『醍醐本』には前述した如く、『十一問答』の形を取り第十二問答としては、その一文を見ることはできないが、今、それと相当すると思われる一文を『三心科簡事』より参考の意味で挙げたのである、先の十一問答の如くの比較はできないが、『語燈録』を中心に『九卷伝』の増減を見ていきたいと思う。それによると、答えの部分において、「具三心者必生彼国」の出拠を『語燈録』では、「観經」と明記しているのに対して、『九卷伝』では上人が説かれた形を取り、又、「三心具足の念仏」と「臨終の一念」とが同じ事であると説いている所が『語燈録』に比べ丁寧に説明している。尚、この問答についても『四十八卷伝』に相当する文を見るのでここに挙げるが、文意は『九卷伝』と同様であるので、比較は省く。

『四十八卷伝』

「臨終の一念ハ百年の業にすぐれたりと申候は 平生のうちにハ 臨終の一念ほととの念仏ハ申いたすまじく候やらんと
上人の給ハク 具三心者必生彼国とかゝれたれハ 三心具足の念仏ハ 百年の業にすぐれたる臨終の一念とおなし事なり 必文字あるゆへに」

①申 ②オ ③ヒツ ④文字 注1『佛教古典叢書』p29 注2同上 p22
尚、各本の底本は次の如くである。

。『醍醐本』……『佛教古典叢書』

。『西方指南抄』……『親鸞聖人真蹟集成』第六卷

。『和語燈録』……仏大図書館蔵『龍谷大学複写本』卷四(元亨版)

。『九卷伝』・『四十八卷伝』……『法然上人伝の成立史的研究』

第三卷

又、比較の中で、同様の文として二本以上を同時に書き出す場合に、比較に関する以外の誤差がある時は、原則として『語燈録』の文を出し、さらに濁点等を補充し比較を進めた。

最後に、比較から得た各々の形をその類型別と問答別に表にまとめここに記すことにする。

計	問答										
	他	(10)	(9)	(8)	(7)	(6)	(5)	(4)	(3)	(2)	(1)
										醍×語×西×九	醍×語×西×九
9										1	2
4										1	2
4										3	1
3										1	1
4	1									2	1
7	1									3	1
2										2	
6										1	5
4										2	1
14		2	2							4	1
11	4									1	6
2	2										
70	8	2	3	2	8	12	4	3	1	2	25

来迎 誓給故、決定深信可被引接也、心念口稱不倦已得往生之心地而至最後一念不退轉者自然具足三心也、在家者共中、雖无如此分別、只念佛者知生極樂常念佛之輩、自然具足三心、多遂往生也、此故一文不通者中、神師往生。

号ヲ称念セヨ カナラ
ス来迎セムトオホセラ
レタレハ決定シテ引接
セラシマイラセムスル
ト フカク信シテ心念
口稱ニモノウカラス
ステニ往生シタルコ、
チシテタユマサルモノ
ハ自然ニ三心具足スル
ナリ マク在家ノモノ
トモハカホトニオモハ
サレトモ念佛ヲ申モノ
ハ極樂ニウマルナレハ
トテ念佛ヲタニモ申セ
ハ三心具足スルナリ
サレハコソイフニカヒ
ナキヤカラトモノ中ニ
モ神妙ナル往生ハスル
事ニテアレト

号を称念せハかならず
来迎せんとおほせられ
けれハ決定して引接せ
られまいらせんとする
そと ふかく信して心
に念し口に称するに物
うからず すてに往生
したる心ちして最後の
一念にいたるまで た
ゆまざるものハ自然に
三心具足する也 又在
家の物ともハこれ程ま
ておもはされともた、
念佛申す物ハ極樂にむ
まるなれハとてつねに
念佛をたにも申せはそ
らに三心具足する也
されハこそいふにかひ
なきものともの中にも
神妙なる往生をハする
事にてあれ

(1)の形として、『醍醐本』には「決定深信何被引接也」として
いる所を、『語燈録』、『西方指南抄』の二本は「決定して引接せ
られまいらせんするぞと ふかく信じて」としている。又、『醍醐
本』の「雖无如此分別」としてある所を、『語燈録』、『西方
指南抄』では「これ程までおもはされども」とし、又『醍醐本』の
「常念佛之輩」としてある所を『語燈録』、『西方指南抄』では
「つねに念佛をだにも申せば」とし、又、『醍醐本』の「此故一文

不通者」としてある所を、『語燈録』、『西方指南抄』では「され
ばこそ いふにかひなきものども」とし、又、この文の前に見受け
られる『醍醐本』の「多遂往生也」とある一文に相当する文が
『語燈録』、『西方指南抄』には見受けられない。次に、(1)の形と
(5)の形を持った点が挙げられる。即ち、『醍醐本』の「至最後一
念不退轉者」としてある所を、『語燈録』では「最後の一念に
いたるまで たゆまざるものは」としてあるのに対して、『西方指
南抄』では前の句が削減された(5)の形を取りながらも、後の句では
(1)の形を取り「たゆまざるものは」としてある。

- ①タ ②ヤウ ③佛 ④この一文を削減させている ⑤ム ⑥モノ ⑦コ
- ⑧ナリ ⑨マタ ⑩モノ ⑪ホト ⑫申 ⑬モノ ⑭ナリ

。第十二問答

『醍醐本』	於平生念佛往生不定思、臨終念佛又以不定也、以平生念佛決定思、臨終又以決定也。	『和語燈録』
一向心念佛申、無疑往生思、即三心具足也。	問曰 臨終の一念八百年の業にすぐれたり申すハ 平生の念佛の中に臨終の一念ほどの念佛をハ申しいたし候ましく候やらん	答 三心具足の念佛ハをなし事也 そのゆへは親經にはく具三心者必生彼国といへり必の文字乃あるゆへに臨終乃一念とおなし事也

今「欣」の字の比較を重んじて『九卷伝』も、先の二本と同様と考
える。もう一点は、『醍醐本』に「不被信事行者」としている所
を、他の三本は「申されざらん事のみこそ」としている点である。

最後に、『九卷伝』のみに見受けられる点を挙げると、答えの「源
空は」に続き「云かひなき邊国の土民なり」の一文が見られ、又、

「上よりめせば」の「上」を「君」とし、（『四十八卷伝』では
「上」としている。）又、「上の御ちから（『九卷伝』では「斗」

とし、『四十八卷伝』では「ちから」としている。）也」の後に、「此
ために極重悪人無他方便の凡夫は 曾て報身報土の極樂世界へ可

參器にはあらねども」の一文を挿入している。又、文尾の「他力」
の前に、「念仏にもうき人は、無量の宝を失へき也、念仏にいさ

しみある人は、無邊の悟を開くべき人なり、相構て願往生の心にて
念仏を相続すべき也、我力にては思よるまじき罪人の念仏するが故

に、本願に乗じて極樂にまいるを、願のこと」の一文を挿入してい
る。尚、この問題についても、『四十八卷』にその文を見ることが

できる。その文は『九卷伝』とほぼ同文である。唯、ごく僅か見受
けられる相違点は、先述した比較の論究の中で挙げたので今は、本
文のみ記し終わる。

『四十八卷伝』

自力他力と申事ハ いかやうに心得侍へきと 上人のたまはく源空ハい
ふかひなき邊国の土民なり またく昇殿すへき器にあらねども 上より
めされしかハ二度まで殿上へまいりたりき これしかしなから上の御ちか
うなり この定に極重悪人 無他方便の凡夫ハ かつて報身報土の極樂世
界へまいるへき器にあらねども 阿弥陀佛の御ちからなれハ 稱名の本

願にこたへて 来迎にあつからん事なりの不審かあるへき わか身の罪を
もく 無智の者なれば いかゞ往生をとけむやと疑へからず さやうに疑
ハむものはいまた仏の願をしらざるものなり かくのこときの罪人をすく
ハむための本願なり この名号を唱ながら ゆめ／＼疑事あるへからず
十方衆生の願のなかにハ 有智無智 有罪無罪 善人悪人 持戒破戒 男
子女子 乃至三宝滅盡の後の百歳のあひたの衆生までも もるゝ事なし
かの三宝滅盡の時の衆生ハ命のなき八十歳なり 戒定恵の三学 その名
をたにもきかすといへり これらの衆生までも 念仏せハ来迎に預へしと
知なからわか身すてらるへしといふ事をハ いかゞ心得出へきや たゞし
極樂のねかはれず 念仏の申されざらむハかりハ往生のさはりとなるへし
念仏にもうき人ハ無量のたからを失へき人なり 念仏にいさみある人は
無邊のさとりをひらくへき人なり 相構て願往生の心にて念仏を相続すへ
きなり 我ちからにてハおもひよるまじき罪人の念仏するゆへに本願に乗
して極樂へまいるを他力の願とも超世の願ともいふなり」

- ① イカニカ ② ココロ ③ イフカヒナキ邊国ノ土民ナリの一文が記され
- ている ④ キリヤウ ⑤ コレ ⑥ ナリ ⑦ 佛 ⑧ 佛力 ⑨ ム ⑩ 罪 ⑪
- シテ ⑫ マシマケムト ⑬ モノ ⑭ ツヤ ⑮ ヲ ⑯ モノ ⑰ ナリ ⑱ カ
- ⑲ ヤス ⑳ ム ㉑ ヲ ㉒ 疑 ㉓ ナリ ㉔ ウチ ㉕ ノ ㉖ ナリ ㉗ タチ
- ㉘ ヲ御房タチ ㉙ ハ当時ノ ㉚ 壽 ㉛ 十歳ノ ㉜ ナリ ㉝ ナ ㉞ 総
- ㉟ モノ ㊱ ミ ㊲ ヤウ ㊳ アム ㊴ イタ ㊵ タ ㊶ マウ ㊷ ム ㊸ ノミ
- ㊹ ハ ㊺ 有

。第十一問答

『醍醐本』	『西方指南抄』	『和語燈録』
十一問云、可 _レ 具 _二 至誠 等三心 _一 文三體如何 様可 _レ 得意候乎。	問 至誠等ノ三心ヲ具足 シ候ヘキヤウオハイカ 、オモヒサタメ候ヘキ	問曰 至誠等の三心を具 シ候へき様をはいかん かおもひさため候へき
答云、具 _二 三心 _一 事无 _二 別 様、阿弥陀佛本願、 稱 _二 念我名號 _一 者、必	答 三心ヲ具足スル事ハ タ、別ノヤウナシ 阿 弥陀佛ノ本願ニワカ名	答 三心を具する事ハた ゞ別 _レ 乃 _レ 様なし 阿弥陀 ほとけの本願にわか名

は、『九卷伝』の「短」に対して「ながき」としている。即ち「時の衆生は命のながきは十歳なり」であり、対照的なのでここに挙げておきたい。次に(6)の形として挙げられるのに、『醍醐本』の「云何不可疑遂往生、若如此疑者、一切不知佛願者也、為度如_レ此之罪人所_レ發之本願也」としている所である。『九卷伝』では、ほぼ引用し「往生をとげんと不可疑、左様に疑はん物はいまだ仏の願を知らざる者也と者、如是の罪人を渡さん為に發す所の本願也」としているのに対して、『語燈録』、『西方指南抄』では「佛もいかにしてかすくひ給はん、なんとおもはん物はつや／＼佛の願をもしらざる物也、かゝる罪人どもを、やす／＼とたすけすくはん料におこし給へる本願」としている。又、同様に、『醍醐本』の「可成往生障」としている所を、『九卷伝』では「往生のさはりと成へし」と忠実に引用しているのに対して、『語燈録』、『西方指南抄』では「往生のさわりにてはあるべけれ」としている。さらに、この(6)の形として挙げられるのに、『醍醐本』に「他力願」、「超世願」としている所を、『九卷伝』では同様に引用しているのに対して、『語燈録』、『西方指南抄』では、それぞれの「願」について、「他力の本願」、「超世の悲願」とし、「本」、「悲」の二字を加えている。次に、『醍醐本』の「努力々々不可疑心」としている所についてであるが、これについては、今までに無い形を取っているので(10)として挙げる。即ち、『語燈録』、『西方指南抄』が共通に「ちらばかりもうたがふ心あるまじき也」としているのに対して、『九卷伝』は、「ゆめ／＼疑ふ事あらず」として独自の文

型を取っている。又、同様に、『醍醐本』に「十歳衆生无漏」としている所を、『語燈録』、『西方指南抄』では「百歳までの衆生みなこもる也」としているのに対して、『九卷伝』では「百歳の間の衆生迄ももるゝ事なし」としている。次に、(4)として、『醍醐本』の「與_レ當時行者_レ此_レ之_レ當世人如_レ佛也」としている所を、『語燈録』では「当時の御房達とくらぶれば、当時の御房達は佛のごとし」とし、『西方指南抄』では「当時のわ御坊たちとくらぶれば、わ御房たちは佛のごとし」とし、『九卷伝』では「当時の汝等と是をならふるに 当世の人は仏の如くするなり」として、四本とも異なっている点が挙げられる。次に、(9)の形も挙げられる。即ち、『醍醐本』に「此等衆生乍_レ知_レ可_レ預_レ來迎」としている所を、『九卷伝』では「此等の衆生までも念仏すれば 來迎にあふ(『四十八卷伝』には「預」としている。) べしと知ながら」としているのに対して、『語燈録』、『西方指南抄』では「惣じて いふばかりなき物どもの來迎にあづかるべき道理をしりながら」としている。又、同様に、『醍醐本』で「云何可_レ得_レ心出_レ哉」としている所を、『九卷伝』には同様に「いかゞ心得いだすべきをや」としているのに対して、『語燈録』、『西方指南抄』では「いかにしてか案じ出すべき」としている点が挙げられる。次に、(1)の形として二点挙げるこゝができる。即ち、『醍醐本』に「但極樂不被_レ欣」としている所を、『語燈録』、『西方指南抄』では「ただ極樂のねがはしくもなく」とし、『九卷伝』は、「但し極樂のねがはれず」としているが、

盡之後、十歳、衆生、
 无漏、彼三寶滅盡
 之時念佛衆生與、當時
 行者此之、當世、
 人如佛也、彼時、
 者人壽十歳也、戒定
 惠、三学不聞、名、
 此等、衆生乍、知、可
 預、來迎、我身可
 被、捨云事、云何可
 得、心出哉、但極樂
 不、被、欣念佛、不、被
 信事行者、可、成、往生
 障、故、云、他力、願、
 云、超世願、也。

ノ衆生ミナコモレルナリ
 カノ三寶滅盡ノ時ノ念
 佛者、當時ノワ御坊タ
 チトクラフレハワ御房
 タチハ佛ノコトシカノ
 時ハ人壽十歳ノ時ナリ
 戒定慧ノ三学ナラタニ
 モ、キカスイフハカリ
 ナキモノトモノ來迎ニ
 アツカルヘキ道理ヲシ
 リナカラワカミノステ
 ラレマイラスヘキヤウ
 オハ、イカニシテカア
 ムシイタスヘキ、タ、
 シ極樂ノネカハシクモ
 ナク念佛ノマウサラム
 事コソ、往生ノサワリ
 ニテハアルヘケレ、カ
 ルカユヘニ他力ノ本願
 トモイヒ超世ノ悲願ト
 モイフナリ

歳まで乃衆生みなこも
 る也。カ乃三寶滅盡の
 時の念佛者と当時の御
 房達とくらふれハ當時
 の御房達は佛のことし
 かの時の人のいのちハ
 □□十歳也。戒定慧の
 三学た、名をたにもき
 かつ惣していふハかり
 なき物とも來迎にあり
 つかるへき道理をしり
 なから、わか身のすて
 られまいらすへき様を
 へいかにしてか案し出
 すへきた、極樂のねか
 ハしくもなく念佛乃申
 されざらん事のみこそ
 往生乃さわりにてハあ
 るへけれ、かるかゆへ
 に他力本願ともいひ超
 世の悲願ともいふ也

『九卷伝』

「自力他力と申事ハ、何様に心得侍るべきと申けれハ、源空ハ云かひなき
 邊国の土民なり、昇殿すへき器にあらずといへ共、君よりめされしかハ
 二度迄殿上へまいりたりき、是全て参器量にはあらず、上の御斗也、此定
 めに極重悪人、無他方便の凡夫ハ、曾て、報身報土の極樂世界へ可参器
 にはあらねとも、阿弥陀仏の浄土なれハ、稱名の本願にこたへて來迎にあ
 つからん事、何の不審かある、我身の罪重、無智の者なれハ、往生をとけ
 んと不レ可レ疑、左様に疑はん物ハ、いまた仏の願を知らざる者也と者、如是
 の罪人を渡さん為に發す所の本願也、此名號を唱る人ならハ、ゆめく疑

ふ事あらず、十方世界の衆生の願の中には、有智無智、有罪無罪、善人悪
 人、持戒破戒、男子女人、乃至三寶滅盡の後の百歳の間の衆生迄も、もる
 事なし、彼三寶滅盡の念仏の衆生と當時の汝等と是をならふるに、當世
 の人ハ仏の如くするなり、彼時の人ハ、寿命短八十歳なり、戒定惠三学
 其名をたにきかす、意へり、此等の衆生までも念仏すれハ、來迎にあふへ
 しと知ながら、我身捨らるへしと云事ハ、いか、心得いたすへきをや、但
 し極樂のねかはれず念仏の申されざらん斗ハ、往生のさはり成へし、念
 仏にもうき人ハ、無量の宝を失へき也、念仏にいさしみある人ハ、無邊
 の悟を開くへき人なり、相構て願往生の心にて念仏を相統すへき也、我力
 にてハ、思よるましき罪人の念仏するか故に、本願に乗して極樂にまいる
 を願のこと他力の願とも又ハ超世の願ともこそ云なり」

この問答の『九卷伝』について見ると、数箇所の挿入部分が見受け
 られるが、それらについての後に論述するとして、先ず、比較的可
 能な所から進めていきたい。『醍醐本』の「御力」とある所を、
 『語燈録』では同様に「御ちから」としているのに対して、『西方
 指南抄』では「佛力」とし、『九卷伝』では「浄土なれば」(『四
 十八卷伝』では「御力なれば」としている。)として、これは(5)の
 形として挙げられる。次に、『醍醐本』の「自身罪」としている所
 を、『西方指南抄』では同様に「自身の罪」としているのに対して、
 『語燈録』では「わがづみ」とし、『九卷伝』では「我身の罪」と
 して、(7)の形を取っている。又、この(7)の形としては、『醍醐本』
 の「彼時、者人壽十歳也」としている所を、『西方指南抄』では「か
 の時は人壽十歳の時なり」としているのに対して、『語燈録』では
 「かの時の人のいのちは十歳也」とし、『九卷伝』では「彼時の人
 は寿命短は十歳なり」としている。これについて『四十八卷伝』に

りではなく比較に値する部分がある。即ち、「一念の願」について、『醍醐本』、『西方指南抄』では、次の一文が見受けられない。即ち、「いのちつづまりて」である。これは『語燈録』と『九卷伝』に共通して見受けられるので(3)の形の様であるが、『醍醐本』と『西方指南抄』も共通であるので、これを(9)として新たに挙げる。次に他を見ると、(7)の形として、『醍醐本』に「必一念非_レ為_レ佛本願」とある所を、『西方指南抄』では「かならず一念を佛の本願といふへからず」とし、『語燈録』では「かならずしも一念を本願といふへからず」としている。即ち、「為」と「いふ」との部分での相違は『九卷伝』をも含め(1)の形であるが、『語燈録』では「かならずしも」と「しも」の語を増加し、又、「本願」については「佛の」の語を見ないのである。又、次に新しい形として『語燈録』と『西方指南抄』に共通点を見出し、他の『醍醐本』と『九卷伝』は、先の二本とも違い、さらにもお互いにも共通点が見受けられない。今(10)として挙げることにする。即ち、『醍醐本』に『唯此釋意可_レ云_レ念念々不捨者即順本願」とある所を、『語燈録』、『西方指南抄』では「釈は数返つもらんも 本願とはきこへたるは」としている。又、同様に、『醍醐本』に「發_二上盡一形下至一念_一給也」とある所を、『語燈録』、『西方指南抄』では「上盡一形下至一念とおこし給へる本願也と心うへき也」としている。尚、『九卷伝』では、挿入部分の後の所に、文意のみを受け言葉は自由に配置せられている。

- ① 敷
- ② 命
- ③ ヲ
- ④ ナリ
- ⑤ 意
- ⑥ レ
- ⑦ タ
- ⑧ ナリ
- ⑨ ココロ
- ⑩ タマ

。第十問答

『醍醐本』	『西方指南抄』	『和語燈録』
<p>十問云、自力他力ノ申事、何様可_レ得心候乎。 答云、源空、雖非可_レ參_二殿上_一機量、自_レ上召者_一一度、參_二殿上_一、此非_レ我_レ可_レ參_二之式_一、上御力也、何況阿弥陀佛御力、酬_二稱名願_一來迎事、有_二何_一不審_カ自身罪_モ重、无_レ智者、云何_レ不_レ可_レ疑_レ遂_二往生_一、若如_レ此疑者、一切_レ不_レ知_レ佛願_一者也、為_レ度_レ如_レ此之罪人_一所_レ發_二之本願_一也、乍_レ唱_二此名號_一、努力々々不_レ可_レ有_二疑心_一云々。</p>	<p>問 自力他力ノ事ハイイカ、コ、ロウヘク候ラム答ラクハ、源空ハ殿上ヘマイルヘキ、キリヤウニテハ、ナケレトモ上ヨリメセハ、二度マイリタリキ、コレワカマイルヘキ、シキニテハナケレトモ上ノ御チカラナリ、マシテ阿弥陀佛ノ佛力ニテ、称名ノ願ニコタエテ、來迎セサヒタマハム事オハナムノ不審カアルヘキ自身ノ罪ノオモク无智ナルハ佛モイカニシテスクヒマシマサムトオモハムモノハツヤ、佛ノ願オモ、シテサルモノ有、カ、ル罪人トモヲヤス、トタスケスクハムレウニ、オコシタマヘル本願ノ名号ヲトナエナカラ、チリハカリモ疑心アルマシキナリ</p>	<p>問曰、自力他力ノ事ハ、いかんか心え候へきへき器量にてハなけれども上よりめせは二度までまいりたりき、これハわかまいるへきしなにてハなけれども上の御ちから也、まして阿弥陀ほとけの御ちからにて称名の願にこたへて來迎せさせ給はん事ハ、なん乃不審かあるへき、わかすみおもくて无智なれハ佛もいかにしてかすくひ給はんなんとおもはん物ハつや、佛ノ願をもしらざる物也、かゝる罪人ともをやすくとたすけすくはん料におこし給へる本願の名号をとなへなからちりはかりもうたかふ心ハあるましき也</p>
<p>十方衆生ノ願_中、有智无智、有罪无罪、善人悪人、持戒破戒、男子女人乃至三寶滅</p>	<p>十方衆生ノ願ノウチニ有智无智有罪无罪善人悪人戒持破戒男子女人三寶滅盡ノノ千百歳マテ</p>	<p>十方衆生のことのはの中に、有智无智有罪无罪善人悪人持戒破戒男子女人三宝滅盡の、ちの百</p>

<p>答云、一念願為不 及二念之機也、 不通尋常機者 不可有上盡一形之 釋、此釋可得意、必 一念非為佛本願 云事顯然也、已釋 念々不捨者是名正定 之業順彼佛願故、 唯此釋意、可云念 々不捨者即順本願、但 值本願、遲速不同 者發上盡一形下至一 念給也、故善導 得念佛往生願也 云。</p>	<p>答 一念ノ願ハ二念ニオ ヨハサラム機ノタメナ リ尋常ノ機ニ通スヘク ハ上盡一形ノ積アルヘ カラス コノ積ヲモテ コ、ロウヘシ カナラ ス一念ヲ佛ノ本願トイ フヘカラス 念念不捨 者は名正定之業順彼佛 願故ノ積ハ數返ツモラ ムオモ 本願トハキ コエタルハ タ、本願 ニアフ機ノ遲速不同ナ ルハ上盡一形下至一念 トオコシタマヘル本願 ナリトコ、ロウヘキナ リ カルカユエニ念佛 往生ノ願トコソ善導ハ 釈シタマヘト</p>	<p>答 一念の願ハいのちつ まりて二念におよば ざる機乃たため也 尋常 の機に通すべくハ上盡 一形の積あるへからず この積をもて心うるに かならずしも一念を本 願といふへからず 念 念不捨者は名正定之業 順彼佛願故と釈し給へ り 二乃積ハ數遍つも らんも 本願とハきこ へたるハ た、本願に あふ機の遲速不同なれ ハ上盡一形下至一念と おこ志給へる本願也と 心うへき也 かるかゆ へに 念佛往生の願と こそ善導ハ釈し給へ</p>
---	---	---

『九卷伝』

「本願の一念は平生の機 臨終の機に通すべくやらんと申けれハ 一念の願ハ命つゝまりて 二念及はざる機の為なり 一形を釋して 念々不捨者は名正定之業と判給へる 是平生の機なり 本願にあふ遲速の不同あれハ上盡一形聲十乃と發し給へる也 必ず一念を佛の本願と云ふへからずなり 一念十念の本願なれハ 強にはけますとも有りなんと云人のあるハ 大なるあやまりなり 設我得佛 十方衆生 至心信樂欲生我國 乃至十念 若不生者 不取正覺といへる本願の文の中には 平生の機あり 臨終の機あり 乃至ハ平生の機 十念は臨終の機なり 平生の機ハ乃至十年と申て生れ 乃至一年申て生れ 乃至一月申て生れ 乃至一日申て生れ乃至一時申てむまる 是みな壽命の長短 發心の遲速によるなり 此等ハみな一たひ

發心して後 淨土まで申へき尋常の機なり 臨終の機を云はんハ 病せまり命一念十念につゝまりて後 知識の教によりて 初て本願にあへる機なり 臨終の為に發し給へる 一念十念を平生に引上て 一念十念にも生れは 念佛ハゆるかせなれとも 往生不定には思ふへからずと申ハ ゆゝしきあやまりなり 念々不捨 是名正定之業順彼佛願故の釋ハ 本願の中の 乃至の機の故 上盡一形に數返を勵みて 本願に相應すべき道理を釋しあらハし給へる也」

この問答における『九卷伝』は、一見して判かる様に、間に長文にわたり挿入部分が見られる。即ち、「一念十念の本願なれば(中略)ゆゝしきあやまりなり」の文である。そしてその前後の文を見てみると、前の部分が、ほぼ他の三本に値すると思われる。そして、後の部分は、言葉を変えて前の部分について説明を加えている様に見受けられる。であるので、この問答の親疎の關係は、前の部分のみを使用して比較を進めていきたい。『醍醐本』の「尋常機」としてある所を、『語燈録』、『西方指南抄』では同様に「尋常の機」としているのに対して、『九卷伝』では「平生の機」としている。この様な例は他の問答に見受けられないので、これを新たに親疎の形には入れず特別な形として挙げることにする。この様な形としては、その後の「尋常(平生)の機」についての説明の部分が『九卷伝』のみ前後し、言葉も大幅に食い違っている。即ち、「念念不捨者は名正定之業順彼佛願故」の文を「念々不捨者は名正定之業」と、その一部分のみを挙げている。又、「必ず一念を佛の本願と云ふへからず」という意の一文を『九卷伝』では最後に引用している。以上、この問答での『九卷伝』の性質を述べたが、一点のみ、この限

。第八問答

『醍醐本』	『西方指南抄』	『和語燈錄』
<p>八問云、禮讚ノ深心中、十聲一聲定得往生、乃至一念无有疑文又疏中、深心、念々不捨者是名正定業、文云何可分別候。</p> <p>答云、十聲一聲釋、是信念佛之様也、信一念往生、行一形可勵也、又一發心已後釋、可為本意也。</p>	<p>問 禮讚ノ深心中ニハ十聲一聲必得往生乃至一念無有疑心ト釈シマタ疏ノ中ノ深心ニハ念念不捨者是名正定之業ト釈シタマヘリイツレカワカ分ニハオモヒサタメ候ヘキ</p> <p>答 十聲一聲ノ釈ハ念佛ヲ信スルヤウナリカルカユヘニ信オハ一念ニ生ルトトリ行オハ一形ヲハケムヘシトス、メタマヘル釈也マタ大意ハ一發心已後ノ釈ヲ本トスヘシ</p>	<p>問曰 禮讚ノ深心の中に八十聲一聲必得往生乃至一念无有疑心と釈し給へり又疏の深心中にハ念念不捨者は名正定之業と釈志給へりいつれかわか分にオモひさため候へ</p> <p>答 十聲一聲の釈ハ念佛を信する様 念念不捨者の釈ハ念佛を行する様也 かるかゆへに信をハ一念にむまると、りて行をハ一形にはけむへしとす、め給へる釈也 又大意ハ一發心已後誓畢ニ此生无有退轉唯以淨土為期の釈を本とすへき也</p>

先ず、『往生礼讚』の引用された部分を引いてみると注1

下至三十聲一聲等ニ定得中往生上乃至一念無有疑心ニ故名ニ深心。

であり、この文を参考に比較すると、『醍醐本』では「乃至一念无有疑」としているのに対し、『語燈録』と『西方指南抄』では「乃至一念無有疑心」と、「疑心」を忠実に引用している。しかしながら、「定得ニ往生」の文について見ると、この関係はまったく逆に

なり、『醍醐本』では忠実に引用し、『語燈録』、『西方指南抄』

では「必得往生」と変えて引用している。しかしながら、この二点
は、親疎の關係によって考えれば、いづれも(1)の形に入ることに
なる。又、『觀經疏』の文の引用文の「正定之業」について見ると、
『醍醐本』のみが「之」の字を削減した形を取りこれも又、(1)の形
に入れることができる。又同様に『醍醐本』の「云何可分別候」
としている所を、『語燈録』、『西方指南抄』では「いつれかわか
分には おもひさため候へき」とし、又、文尾の「一發心已後釈」
の所ではこの文の前に、『語燈録』と『西方指南抄』では「大意は」
という語を挿入している二点を、(1)の形として挙げられる。又、
『語燈録』のみに関して、答えの部分に増加が見られる。即ち、
(7)の形として、念仏を信ずる方法の後に、念仏を行ずる方法を挙げ
ている。それを本文によって見れば、「念念不捨者の釈は念仏を行
ずる様也」の文を入れ、又、「一發心已後」の後に「誓畢ニ此生无
有退轉唯以淨土為期」と、その釈に一文を増し説明を加えてい
る所である。この問答全体について言えば、この部分を除けば、終
始一貫(1)の形を取った問答だと言える。

。第九問答

- ① マタ ② タ ③ ナリ ④ ト ⑤ オ ⑥ ス ⑦ タマ
- 注1 淨全四卷P.33下

『醍醐本』	『西方指南抄』	『和語燈錄』
<p>九問云、本願、一念者、可通尋常機臨終機候歟。</p>	<p>問 本願ノ一念ハ尋常ノ機臨終ノ機ニ通スヘク候歟</p>	<p>問曰 本願の一念ハ尋常の機にも臨終乃機にもともに通し候へきか</p>

い方は見受けられない点と、他の「ヌ」と読んでいる文字と違いが見受けられない点との二点を理由に、「申す人も候、又」と読み取ったのである。尚、この問答についても、『四十八卷伝』にその引用文を見出し出すことができ、その内容は『九卷伝』に順ずるので、今は、その文を挙げて終わる。

『四十八卷伝』

「念仏の行者毎日の所作に、こゑをたへさる人もあり、又、心に念して数をとる人もあり、つれを本とすべく候やらむと上人のたまはく、口にとなへ心に念する、おなし名号なれハ、いつれもみな往生の業となるへし、たたし佛の本願ハ称名と立給かゆへに、こゑにいたすへきなり、経にハ、令聲不絶、具足十念し、き、尺にハ称我名号下至十聲と判し給へり、わか耳にきこゆるほとを、高聲念仏とするなり、但、機嫌をしらす高聲すへきにハあらず、地躰ハこゑにいたさむと、おもふへきなり」

- ①ヲ
- ②テ
- ③申
- ④イツレヲカ
- ⑤心ニ
- ⑥タ
- ⑦コエ
- ⑧ト
- ⑨釈
- ⑩ホト
- ⑪ヲハ
- ⑫ナリ
- ⑬コエ
- ⑭イタ
- ⑮ム
- ⑯ナリ

。第七問答

『醍醐本』	『西方指南抄』	『和語燈録』
<p>七問云、日別念佛、數遍入相統之程、事可定幾候。答云、依善導釋者、万已上可レ為相統分、法門中、但雖一万返急申、虚不可レ過時節設雖一</p>	<p>問 日別ノ念佛ノ數返ハ相統ニイルホトハカ、ハカラヒ候ヘキ答 善導ノ釈ニヨラハ一万已上ハ相統ニテアルヘシ、タ、シ一万返ヲイソキ申テ、サテソノ日ヲスコサム事ハ</p>	<p>問曰 日別の念佛の數遍相統に在る程ハ、いかんか、はからひ候へき答 善導の御釈によるは一万已上ハ相統にて候へし、た、し一万遍をもいそぎ申志て、さてその日をくらさん事ハ</p>

万返、可レ為一日一夜之所作、惣一食之間、三度許唱之者、能相統者也、但衆生機根不同者、一准不可レ定之、若志深者、自然相統事也。

アルヘカラス 一万返ナリトモ一日一夜ノ所作トスヘシ 総シテハ一食ノアヒタニ三度ハカリトナエムハ、ヨキ相統ニテアルヘシ、ソレハ衆生ノ根性不同ナレハ一準ナルヘカラスコ、ロサシタニモ、フカケレハ自然ニ相統ハセラル、事ナリ

あるへからず 一万遍なりとも一日一夜の所作とすへき也 惣してハ一食のあひたに三度はかり思ひいたさんハよき相統にてあるへし、それハ衆生の根性不同なれハ一準なるへからず、心さしたにふかけれハ自然に相統ハせらる、也

この問答にあつては、三本共ほとんど共通であると考えても良い。異なっているのは、次の二点である。即ち、『醍醐本』では「虚不可レ過時節」としてある所を、『語燈録』では「さて、その日をくらさん事は」とし、『西方指南抄』では「さて、その日をすごさむ事は」としてある。これについては、『西方指南抄』が「過」の意を取っている点に重きを置き、今、これを(7)の形として挙げる。次に二点目は、『醍醐本』では「唱之者」としてある所を、『語燈録』では「思ひいたさん」としてある。しかし、『西方指南抄』では、前の点と同様(7)の形を取り「となえむは」としてある。結局この問答については、ほとんど共通であるけれども、全体的に(7)の形を取っていると、言っても良いだろう。

- ①數遍ハ
- ②イカカ
- ③但
- ④申テ
- ⑤総
- ⑥准
- ⑦ル

キコユルホトオハ高聲 念佛ニトルナリ サレ ハトテ譏嫌ヲシラス 高聲ナルヘキニハアラ ス地駄ハコヌラ イタ サムトオモフヘキナリ	にとる也 <small>（註）</small> されハとて 譏嫌を志らす高聲なる へき <small>（註）</small> にハあらず 地駄 ハ聲を出さんとおもふ へき也 <small>（註）</small>
---	---

『九卷伝』

「念仏の行者毎日の所作に聲を絶えざる人もあり 又 心に念して数をとる人もあり 何を本とすべく候哉らんと申されけれハ
 口に唱へ心に念する同名號なれハ いづれもく皆往生の業となるへし
 但し佛の本願ハ称名と立給へる故に 聲に出すへきなり 經にハ令聲不絶 具足十念と説 釈にハ称我名號下至十聲と判し玉ふ 耳に聞へるほとを高聲念仏とハするなり 但譏嫌を知す 高聲すへきにハあらず 他駄ハ聲に出さんと思ふへきなり」

この問答の親疎関係を探ると、先の第三、第五問答と同様の特色を持つのである。即ち、その差違がほとんど(6)の形を持つということである。それは、『醍醐本』、『九卷伝』に「毎日」とある所を『語燈録』、『西方指南抄』では「日別」とし、又、『醍醐本』での「不絶聲之人」と、『九卷伝』での「聲を絶えざる人」とを、『語燈録』、『西方指南抄』では「こえをたてて申す人」とし、又、『醍醐本』での「何（註）可（註）為（註）本候」と、『九卷伝』での「何を本とすべく候」とを、『語燈録』、『西方指南抄』では「いづれかよく候」としている。又、(6)の形では、『語燈録』と『西方指南抄』が同様の文を持つとしたが、次に挙げる二点は、『醍醐本』と『九卷伝』

は同じであるが、しかし『語燈録』、『西方指南抄』の両本は、先の二本と異なっているうえに、さらにお互いにも共通点が見受けられない形である。今、これを(8)の形として論述を加える。即ち、『醍醐本』、『九卷伝』ではそれぞれ「口唱（註）心念（註）悉（註）名號（註）」、『口に唱へ心に念する同名號なれば』としている所を、『語燈録』では「それは口にてとなふるも名号、心にて念するも名号なれば」とし、『西方指南抄』では「それは口にも名号をとなへ、心にも名号を念することなれば」と、異なっているのが判る。又、『醍醐本』、『九卷伝』に、それぞれ「出聲」、「聲を出す」としている所を、『語燈録』では「聲をたててとなふ」とし、『西方指南抄』では「こえをあらわす」としている。又、(4)の形も見受けられる。即ち、『醍醐本』に「釋（註）云（註）稱我名號下至十聲」とある所を、『語燈録』では「釈には称我名号下至十聲との給へり」とし、『西方指南抄』では「釈には称我名号下至十聲と釈したまへり」とし、『九卷伝』では「釈には称我名號下至十聲と判し玉ふ」として、四本とも共通点が見受けられない。さらに、一つ書き加えておくならば、經の引用文について『西方指南抄』のみ「こえをたえず十念せよ」と読み下している点が挙げられる。又、『語燈録』の問の文の中で「申す人も候、又」とある所を、『昭和薪修 法然上人全集』では、「申人も候ヌ」と読んでいる。この点について少し述べておきたい。というのは、各問答の終わりに指摘している誤りの様な、音の違ひではなく形の上での読み取り方の違いであるので、一考を挙げる必要があると考えたからである。私は、全問答について「候ヌ」という使

『燈録』、『西方指南抄』、『九卷伝』の三本は「名号」としている。この問答において特視すべき点は、(6)の形を取る部分が非常に多く、又、長文にわたり見受けられるのである。即ち、『醍醐本』の「上人指_テ所_レ居_{ヘル}疊_ヲ答云、就_テ有_レ疊_論破_ト與_ニ不_レ破_、全_ク於_テ天_レ覺_者、云何論_ニ破_不破_哉」とある所について、『九卷伝』では、少しの誤差は見受けられるが、文意は、その漢文調の文体をそのまま踏まえ引用している。それに対して、『語燈録』、『西方指南抄』の両本では「いておはします たたみをおさえてのたまはく、このたたみのあるにとりてこそ、やぶれたるか、やぶれざるかといふ事はあれ、つや／＼なからんたたみをば、なにとか論すへき」とし、同様に、『醍醐本』の「委明_ニ此_旨」とある所を、『九卷伝』では「委く此旨をあかし」としているのに対して、『語燈録』、『西方指南抄』の両本では「かきたまへる」としている。又、この問答で、『西方指南抄』のみに見受けられる特別な部分がある。即ち、答の中程に見る末法の中において、他の三本は「持戒、破戒を無し」としているのに続き「無戒も無し」としているのである。又、この問答も『四十八巻伝』に引用されている。しかしながら、その内容は先の第三問答の場合と違い、『九卷伝』とやや異なる部分が見受けられるので、先ず、引用文を挙げ後に論ずる。

『四十八巻伝』

「持戒のものゝ念佛の数遍のすくなきと 破戒のものゝ念佛の返のおほきと 往生の後の位の浅深いかゝ候へきと 上人座し給へる疊をさしての給はく たゞみのあるにつきてやぶれたると やぶれざるをハ論すへきなり 疊なくはいかゝやぶれたるとやぶれざるをハ論すへきや そのやうに末

法のなかにハ 持戒もなく 破戒もなしと名号の比丘のみあり このうへハ持戒破戒の沙汰あるへからず かくのことくの凡夫のために おこしたまふ本願なれハ たゞいそぎてもく名号を稱すへし」

異なる部分は、次の二点である。即ち、『九卷伝』に「所居」とある所を『四十八巻伝』では「上人座し給へる」とし、『九卷伝』に見る「傳教大師の末法燈明記」に関する部分が削減されている。

- ①返 ②ム ③ノチ ④ト ⑤キ ⑥ヲ ⑦タマ ⑧タタミ ⑨ヨ ⑩コト
- ⑪ツヤ ⑫ム ⑬タ ⑭オ ⑮タマ ⑯へ ⑰サタ ⑱カ ⑲タマ ⑳イソキ

。第六問答

『醍醐本』	『西方指南抄』	『和語燈録』
<p>六問云、念佛行者、毎_レ日所作有_レ不_レ絶_聲之人_上又有_レ心念_取数_レ之人_上、何_レ可_レ為_レ本候。</p>	<p>問 念佛ノ行者等日別ノ所作ニオイテコゑヲタテ、申人モ候コ、ロニ念シテ カスヲトル人モ候イツレオカヨク候ヘキ</p> <p>答 ソレハロニモ名号ヲトナヘ コ、ロニモ名号ヲ念スルコトナレハイツレモ往生ノ業ニハナルヘシ タ、シ佛ノ本願ノ称名ノ願ナルカユヘニコゑヲアラワスヘキナリ カルカユヘニ経ニハコゑヲタエス十念セヨトトキ積ニハ称我名号下至十聲ト積シタマヘリワカミミニ</p>	<p>問曰 念佛の行者等日別の所作においてこゑをたて、申す人も候又心に念してかすをとる人も候 いつれかよく候へき</p> <p>答 それハロにてとなふも名号 心にて念するも名号なれハ いつれも往生の業とはなるへした、し佛の本願ハ称名の願なるかゆへに聲をたて、となふへき也 このゆへに経にハ令聲不絶具足十念と、き釈にハ称我名号下至十聲との給へり 耳にきこゆる程ハ高聲念佛</p>

に「慢心」「下」としてゐるのを、『語燈録』では同様に「慢心」「くだる」としてゐるのに対して、『西方指南抄』では「慢」「くだるな」としてゐる。しかし、ここで後者の方を考えてみると、文意からみてどうしても否定の「な」の文字が加えられると、まったく意味が成さなくなるので、私は、この点については、「など」の意として「な」の文字を加えたと考える。又、別の読み方としては、『昭和重修 法然上人全集』によると、「くだるなり」と読んでゐるが、私の見た限りでは、「な」の字とその次の「と」の字の間には「り」の字は見受けられず、後から挿入した痕跡もない。いづれにせよ、否定の「な」では無いと考える方が良好であろう。次に(7)として、『醍醐本』と『西方指南抄』に共通点を見、『語燈録』では、そうでないものを挙げる事ができる。即ち、『醍醐本』、『西方指南抄』では、それぞれ「品位」としてゐるのを、『語燈録』では「九品」としてゐる点である。

- ① 仏 ② タマ ③ ム ④ ナリ ⑤ ヲ(ル) ⑥ ハ ⑦ フ ⑧ タマ ⑨ ナリ

。第五問答

『醍醐本』	『西方指南抄』	『和語燈録』
<p>五問云、持戒者念佛數遍、少與破戒者念佛數遍、多往生後、淺深如何。</p>	<p>問 持戒ノ行者ノ念佛ノ數返ノスクナク候ハムト破戒ノ行人ノ念佛ノ數返ノオホク候ハムト往生ノチノ淺深イツレカス、ミ候ヘキ</p>	<p>問曰 持戒の行者の念佛の數遍乃すくなく候はんと破戒の行人の念佛の數遍のおほく候はんと往生の、ちの位の淺深いつれかす、み候へきや</p>

上人指所居疊
 答云 就疊論
 破與不破、全於无疊者、云何論破不破哉、其様末法中、無持戒無破戒、但有名字比丘、傳教大師、末法燈明記、委明此旨、其上不可持戒破戒沙、為如此之凡夫、所教本願者、急々可稱名字也。

答 斗テオハシマスタ、ミヲサ、エテノタマハク、コノク、ミノアルニトリテコソ、ヤフレタルカ、ヤフレサルカ、トイフコトハアレツヤ、トナカラムタ、ミオハナニトカハ論スヘキ末法ノ中ニハ持戒モナク破戒モナシ無戒モナシ、タ、名字ノ比丘ハカリアリト傳教大師ノ末法燈明記ニカキタマヘルウエハナニト持戒破戒ノサタハスヘキソ、カ、ルヒラノ凡夫ノタメニ、オコシタマヘル本願ナレハトテ、イツキ、名号ヲ称スヘシト

答 居てまします疊をおさへての給へく、この疊のあるにとりてこそやふれたるかやふれさるかといふ事ハあれつや、なからん、た、みをハなにとか論すへき末法の中にハ持戒もなく破戒もなし、た、名字の比丘ハカリありと傳教大師の末法燈明記にかき給へるうゑにハ、なにと持戒破戒の沙汰をハすへきさ、るひら凡夫のためにおこし給へる、本願なればとて、いそぎ、名号を称すへし

『九卷伝』

「持戒の者念仏の數返のものと破戒の者數返多く候と 往生の後位の淺深いかに候と申けれハ 所居の疊を指て曰く 疊の有るに付破れたると不レ破との論なり 全く疊なくハ 如何そ 破たると破ざるとを論哉 そのやうに末法の中には持戒もなく破戒もなし 只名號の比丘のみあり 傳教大師の末法燈明記に委く此旨をあかし給へる 其の上に持戒破戒の沙汰あるへからず 如レ是凡天の為に發す所の本願なり いそぎてもす名號を稱へしとそ仰られける」

(1)の形として、『醍醐本』には「名字」(文尾)とある所を、『語

『九卷伝』
 「餘佛餘経に付て結縁助成せん事 是雜行と成へく候やらんと申ければ 決定往生の信をとりて 佛の本願に乗しての上ハ 他の善根に結縁助成せん事 全く雜行し成へからず 往生の助業と成へき也 告善導の釈の中に 已に他の善根を隨喜し 自他の善根をもて淨土に廻向すると判し給へる 此釈をもて知レ之とそ被仰ける」

(1) 『醍醐本』の「結縁也善事」を「他の善根に結縁(し) 助成せん事」としている。又、新たに(6)として、『醍醐本』にある「結縁助成事」を『九卷伝』では同様に「結縁助成せん事」としているのに対して、『語燈録』、『西方指南抄』兩本は「善根を修せん人に結縁助成し候はん事」として、『醍醐本』と『九卷伝』が同様に、『語燈録』と『西方指南抄』が同様に異なっている形を加える事ができる。この(6)の形には、この問答においてさらに見い出すことができる。即ち、『醍醐本』に「我身乘佛本願之後」を『九卷伝』では「佛の本願に乗しての上ハ」としている(しかし「決定往生」の文と前後する。)のに対して『語燈録』、『西方指南抄』の方は「我心 弥陀仏の本願に乗し」としている。又、同(6)として『醍醐本』に「隨也善根、以自他善根廻向淨土云々。以此釈可知也。」とあるのを、『九卷伝』では同様に「他の善根を隨喜し、自他の善根をもて淨土に廻向すると判し給へる。此釈をもて知レ之」として、いるのに対して、『語燈録』、『西方指南抄』の二本は「他の善根を隨喜讚嘆せよと釈し給へるをもて心うへき」としているのである。又、この第三問答については、『四十八卷伝』にも引用文を載せている。しかしながら、ほぼ『九卷伝』と同様の文であるので、

比較は、『九卷伝』と重複するので省略させていただく。

『四十八卷伝』
 「餘佛餘経につきて結縁助成せん事ハ 雜行となるへく候やらむと上人のたまはく 決定往生の信をとりて 佛の本願に乗してむうへにハ 他の善根に結縁助成せん事 またく雜行となるへからず 往生の助業となるへきなり 善導の尺のなかにすてに他の善根を隨喜し 自他の善根をもて淨土に廻向すと判し給へり この尺をもて知へきなり」
 ①コト ②我 ③ココロ ④佛 ⑤へ ⑥タマ ⑦ココロ ⑧ナリ

。第四問答

『醍醐本』	『西方指南抄』	『和語燈録』
四問云、極樂有九品差別事、可為彌陀本願稱歎。 答云、極樂九品者、非彌陀本願、更无四十八願中、是釈尊巧言也、若說善人惡人生一所者、惡業者可起等慢心、故令有品位之差別、說善人進上品惡人下下品也、急參可見云。	問 極樂ニ九品ノ差別ノ候事ハ阿彌陀仏ノカマヘタマヘル候ヤラム 答 極樂ノ九品ハ彌陀ノ本願ニアラス 四十八願ノ中ニナシ コレハ釈尊ノ巧言ナリ 善人惡人一處ニムマルトイハ、惡業ノモノトモ慢ヲオコスヘキカユヘニ品位差別ヲアラセテ善人ハ上品ニス、ミ惡人ハ下品ニクタルナトトキタマフナリ イソキマカリテシルヘシ	問曰 極樂に九品の差別の候事ハ阿彌陀ほとけのかまへさせ給へる事にて候やらん 答 極樂の九品ハ彌陀の本願にあらず四十八願の中にもなしこれハ釈尊の巧言也 善人惡人一所にむまるといハ、惡業のものとも慢心をおこすへきかゆへに九品の差別をあらせて善人ハ上品にす、み惡人ハ下品にくたるととき給へる也 いそぎまいりてみるへし

(1) 『醍醐本』に「弥陀本願」とあるのを、『語燈録』、『西方指南抄』では「阿彌陀仏」としている。又、(5)の形としては、『醍醐本』

思う。尚、『語燈録』の原文に付けた番号は、『昭和新修 法然上人全集』の元亨版の文と、私の見た龍大所蔵の複写本との相違点を示すものであり、各問答の末に、その部分の『昭和新修 法然上人全集』の同部分を挙げ、表示しておく。

- ①ハ ②ナラヒ ③ヲ ④タマ ⑤ヲ ⑥サヤウ ⑦オ

。第二問答

『醍醐本』	『西方指南抄』	『和語燈録』
<p>二問云、於法花真言者不可不入雜行中云、如何對治此難候。</p> <p>答云、恵心、先徳集一代聖教ヲ造生要集立十門、其中第九門、是往生諸業也。</p> <p>已法花真言等諸大乘經、被入諸行、諸行興雜行、言異其意、同今、難者不可勝、恵心先徳歟。</p>	<p>問 法華真言オハ雜行ニイルヘカラストアル人申候オハイカム</p> <p>答 恵心ノ先徳一代ノ聖教ノ要文ヲアツメテ往生要集ヲツクリタマヘル中二十門ヲタテ、第九ニ往生ノ諸行ノ門ニ法華真言等ノ諸大乘ヲイレタマヘリ諸行ト雜行トコトハハコトニコ、口オナシ イマノ難者ハ恵心ノ先徳ニマサルヘカラサルナリ</p>	<p>問曰 法華真言等をハ雜行にハいるへからずヒ人人の申候をハいか、こたへ候へき</p> <p>答 恵心先徳一代聖教の要文をあつめて往生要集をつくり給へるの中に十門をたつて乃第九乃往生諸業門に法華真言等の諸大乘經をいれ給へり 諸行と雜行と言異にして心おなしいま乃難者ハ恵心の先徳にまさるへからざるもの也</p>

(1)の場合の『九卷伝』のない形、即ち、『醍醐本』に「集ニ一代聖教」とあるのを、『語燈録』、『西方指南抄』では「一代(の)聖教の要文をあつめて」とし、同様に、「諸大乘經被入諸行」とあるのを、「諸大乘をいれたまへり」としている。これらの点は、

『九卷伝』が無いが、分け方としては(1)の中に入れる。次に、(4)として『醍醐本』の「対治此難候」を『語燈録』では「人人の申候をばいかかたへ候へき」とし、『西方指南抄』では「ある人申候おばいかむ」と、三本とも互いに異なった文をなしている点を挙げる事ができる。又、『醍醐本』に「第九門是往生諸業也」とあるのを『語燈録』では「第九の往生諸業門」と同意であるのに対して『西方指南抄』では「第九に往生の諸行の門」としている。この様に『醍醐本』と『語燈録』が同じで『西方指南抄』が異なるのを(5)として挙げることにする。

- ①タ ②オ ③ノ ④タマ ⑤ツ ⑥ノ ⑦ノ中ニ ⑧タマ ⑨ココロハ ⑩ナリ

。第三問答

『醍醐本』	『西方指南抄』	『和語燈録』
<p>三問云、付餘佛餘經結縁助成事、可成雜候歟。</p> <p>答、我身乘佛本願之後、決定往生、信起之上、結縁他善事、全不可為雜行、可成往生助業也、善導釈中、已隨他善根、以自他善根廻向浄土云、以此釈可知也。</p>	<p>問 餘佛餘經ニツキテ善根ヲ修セム人ニ結縁助成シ候コトハ雜行ニテヤ候ヘキ</p> <p>答 我コ、口弥陀佛ノ本願ニ乗シ決定往生ノ信ヲトルウエニハ 他ノ善根ニ結縁シ助成セム事マタク雜行トナルヘカラス ワカ往生ノ助業トナルヘキ也 他ノ善根ヲ隨喜讚嘆セヨト釈シタマヘルヲモテコ、口ウヘキナリ</p>	<p>問曰 餘佛餘經につきて善根を修せん人に結縁助成し候はん事ハ雜行と申候へきか</p> <p>答 わか心弥陀ほとけ乃本願に乘し決定往生の信をとるゝるにハ他の善根に結縁助成せん事またく雜行になるへからず わか往生の助業となるへき也 他の善根を隨喜讚嘆せよと釈し給へるをもて心うへき事也</p>

以上四本の比較表から各々対照すれば、(1)『西方指南抄』、『語燈録』、『九卷伝』の三本が共通である点、(2)『西方指南抄』と『九卷伝』が共通である点、(3)『語燈録』と『九卷伝』が共通である点、

『九卷伝』
 「八宗九宗の外に浄土宗を立る事ハ自由にかせたる事かなと 餘宗の人の申候をハ いかゞ申候へきやとなり
 上人曰く 宗の名を立事ハ 佛説にハ非ず 自心さす所の経釈に付て 存したる義を悟極て 宗を判する事なり 諸宗の習皆以如斯 今浄土宗の名を立る事 浄土の正依に付て往生極樂の義を悟極め給へるなり 先達の宗の名を立給へる也 宗の趣を知る愚者 さやうの事を言也」

<p>答云、立_レ宗事者更非_レ佛説_ニ付_レ自所_レ学経論_ニ覺_レ極其義_也、諸宗習皆以如_レ此、今立_レ浄土宗_ニ事、付_レ浄土正依経_ニ解_レ得往生極樂義_ニ之先達立_レ宗名_也、不知_レ宗起者致_レ如此之難_也、非_レ難事_也。</p>	<p>答 宗ノ名ヲタツルコトハ佛説ニハアラス ミツカラコ、ロサストコロノ経教ニツキテ 存シタル義ヲ学シキワメテ宗義ヲ判スル事也。諸宗ノナラヒミナカクノコトシ イマ浄土宗ノ名ヲタツル事ハ 浄土ノ正依経ニツキテ往生極樂ノ義ヲサトリキワメタマヘル先達ノ宗ノ名ヲタタマヘルナリ 宗ノオコリヲシラスモノ、サヤウノコトオハ申也</p>	<p>答 宗の名をたつる事ハ佛の説にあらす みつから心さすところ此経教につきておしふ義をさとりきわめて 宗の名をハ判する事也 諸宗の習みなもてかくのことし いま浄土宗の名をたつる事ハ浄土の正依経につきて往生極樂の義をさとりきわめて おハします先達の宗の名をハたて給へる也 宗乃おこりをしらするもの、左様乃事をハ申候也</p>
---	---	--

である。(1)の場合は、『醍醐本』に「可_レ対_ニ治此難_ニ候」としているのを「申し候へき」と、他の三本はしている。又、「立_レ宗」としているのを「宗の名をたつる」とし、(問の中においては、『西方指南抄』のみ「浄土宗の名」としている。)又、「付_レ自所_レ学経論_ニ」を「みづからこころさすところの経教」とし、又、「立_レ浄土宗_ニ」を「浄土宗の名をたつる」とし、又、「解得」を「さとりきわめ」とし、又、「非_レ難事_也」を「さやうのことおば申(云)也」としている。次に、(2)の場合についてみると、『醍醐本』に「其義」とあるのを、『西方指南抄』、『九卷伝』には「存したる義」としているのに対して、『語燈録』は「おしふ義」とし、又、『醍醐本』に「解_レ得往生極樂義_ニ」とあるのを、共通の二本は「往生極樂の義を、さとりきわめたまへる」としているのに対し、「往生極樂の義を、さとりきわめておはします」としている。次に、(3)の場合についてみると、『醍醐本』に「覺極」の所を、『語燈録』、『九卷伝』では、「さとりきわめて、宗の名をば判ずる事」(『九卷伝』では「の名をば」を「を」としている。)であるが、『西方指南抄』は「学しきわめて宗義を判ずる事」としている。又、『醍醐本』の「正依経」の所を『語燈録』、『九卷伝』では「正依経」、「正依」と、それぞれしているのに対して、『西方指南抄』では「依正経」としている。しかしながら、私は、この点に関してのみ言えば、書写の時の手違いとも考えられるので、今は、この部分の比較は、一様退けて論を進めたいと思う。以上、第一問答の比較を試みたが、以後の問答についても同様の手順により、対照を進めていきたいと

たと思われる。言い換えるならば、『語燈録』に集録された『十二問答』は、康元二年（一二五七）以前に、それまで伝わっていた『十一問答』に第十二問答が加えられた形で、いずれの人々かそれを今決める事はできないが、それらの人々を通じて在阿に伝承されていたと言えるのである。しかしながら、増加した理由は、今の所、いつ『十二問答』になったかという事ははっきりしないので、この理由についても容易には判断できない。そして、その在阿の知り得る所の『十二問答』が、はたして今『和語燈録』に集録せられる『十二問答』と同じ物であったのかと言え、それを断定づける資料も無く又、否定する理由も無いが、この場合は積極的な理由が無い以上、私は、この両『十二問答』が同じ物であったとは言いつてもいいと考へる。言い換えるならば、了惠は、集録する時に良忠の知る所の『十二問答』を、そのまま引用したと言いつてもいいと考へるのである。特に、配列に関しては、在阿の知る『十二問答』が現在見ることができない以上、それだけでも、『和語燈録』と同様であったとは言いつてもいいのである。

注

- (1) 『浄土教之研究』望月氏 九七八頁
- (2) 浄全十卷 三六頁上
- (3) 浄全十卷 六〇頁下
- (4) 浄全十卷 七〇七頁上
- (5) 浄全十卷 七〇八頁上
- (6) 『昭和新修法然上人全集』六六八頁
- (7) 浄全十一卷 八七頁上

- (8) 浄全十一卷 八七頁上
- (9) 『昭和新修法然上人全集』四六四頁
- (10) 浄全十一卷 八七頁上

『十二問答』の比較

先ず、同じ配列より成っている『十一問答』の『醍醐本』、『西方指南抄』と、『十二問答』の『和語燈録』の三本によって比較し、その相互間における親疎の関係を挙げ、さらに、第一、第三、第五、第六、第九、第十の各問答については、『九卷伝』、『四十八卷伝』をも含め比較し、論究する方法でこの『十二問答』に関する論述を進めていきたいと思う。尚、第十二問答については、『九卷伝』、『四十八卷伝』のみ引用されているので、これら二本と『和語燈録』の比較のみ挙げて、論を閉じる。

。第一問答

『醍醐本』 一、問曰、世間有難者云、八宗九宗外立浄土宗、是自由也、如何可対治此難候。	『西方指南抄』 問 八宗九宗ノホカニ浄土宗ノ名ヲタツルコトハ 自由ニマカセテタツルコト 餘宗ノ人ノ申候オハ イカ、申候ヘキ	『和語燈録』 問曰 八宗九宗のほかに浄土宗をたつる事自由の條かなと餘宗の人乃申候をハ、いかなか申志候へき
---	--	---

一聲乃至一念無有疑心ト釈シ。疏深心中ニハ念念不捨者釈セリ。
 以^カ何我分可^{トク}ニ思定^{ヒム}候。覽上人答云。十聲一聲等釈ハ信^{スル}ニ念佛^ヲ様。
 念念不捨者等^ト者行者念佛^{スル}様也。⁽²⁾

と、『十二問答』という文句を見ることができ、その後の「彼一問答」とは、第八問答に相応することが判かる。この『決答授手印疑問鈔』は、その奥書より康元二年（一二五七）に著作せられたのであるから、少なくともこの時期には、既に『十二問答』の形として世に継承されていたと考えても良く、さらに、本文から読み取れば、在阿が良忠に『十二問答』中の一問答として第八問答を引用して問いかけていることが理解できる。即ち、在阿はいずれの方法によつてか、又、いずれの人から伝承されたのか今は知ることはできないが、既に『十二問答』という形としてまとまった物を、何らかの形で手に入れていたと言えるのである。時代的にみると、『西方指南抄』は十一の問答から成り立っていて、その成立年代は康元年（一二五六）であり、この『決答授手印疑問鈔』は翌年の成立である。しかるに、在阿は、親鸞とは別の流れから『十二問答』を伝承されていたと考えなければならなくなる。この様に『和語燈録』に集録された『十二問答』の中で、以前に良忠によって著作された物の中に引用されているのに、『浄土宗行者用意問答』がある。即ち、『十二問答』の第六、第七両問答の答えの部分のみに引用している。それによると、「第七口称之時数取之事」の第一番目の問答に「尋常ノ時、唯口ヲ働ラカシテ聲ヲモ出サズ」⁽⁴⁾事も口称念仏に入

るのかという問に対して、第六問答の答えを引用して、それに答えている。又、同じく第二番目の問答では、「問云、日所作ノ時六万十万ヲ受テ初ニハ如法ニ申候ホドニ後ニハ念珠モ手馴テ自然ニ早く成称名ト念珠ト相応セヌヨリハ初ヨリ二万三万ヲ当テ念珠ヲ儘ニ摺候ンハ如何」という『一百四十五問答』中の第百四十三問答の間の取意文を出し、さらに答えの部分においても同問答の答えを引用し、附随する形でその後に『十二問答』の第七問答の答えの部分を引用している。以上、良忠が『語燈録』成立以前に著わした抄本に見る『十二問答』の詞の引用について述べたのだが、これに対して、『語燈録』成立以後の良忠の著作を見てみると、『浄土宗要集』巻第四に、（一二七六、一二八六）「信^{セバ}一念十念往生^{スト}者不^ル可^ム勵^ム數^ヲ偏敷^ト」という問に対して、その答えの一部分として『十二問答』の第八問答の答えの前半の部分を引用し「十聲一聲等釈信^{スル}念佛^ヲ様^{ナリ}念念不捨者釈行^{ハスル}念佛^ヲ様也」⁽⁸⁾と答え、さらに続けて、『禪勝房にしめす御詞』⁽⁹⁾の中の三番目の詞を引用している。即ち、「雖^レ云^ニ一念十念往生^{スト}念佛^ヲ疎相唱^{ニル}信妨^レ行也。雖^レ云^ニ念念不捨者^ト一念十念思^ハ不定^ニ行妨^レ信也。故信^ニ取^リ一念生^ニ行^ヲ可^レ勵^ム一形^ニ也」⁽¹⁰⁾と引用されているのである。以上、『語燈録』成立を境いに、良忠の著作に見る禪勝房に関する宗祖の詞について述べたのであるが、ここで一つ問題となるのが、『語燈録』成立前には『十二問答』に見られる詞のみを引用している事である。即ち、良忠は前述した様に『十二問答』については、かなり早い時期にそれを見る機会を得ていたと考えられるが、『禪勝房にしめす御詞』は、良忠晩年になって入手し

計	①『拾遺古徳伝』	②『四十八卷伝』	③『九卷伝』	④『長禄本』	⑤『和語燈録』	⑥『康永本』	⑦『西方指南抄』	⑧『醍醐本』	伝記類	問答
6			○	○	○	○	○	○	第一問答	
5				○	○	○	○	○	第二問答	
7		○	○	○	○	○	○	○	第三問答	
5				○	○	○	○	○	第四問答	
7		○	○	○	○	○	○	○	第五問答	
7		○	○	○	○	○	○	○	第六問答	
5				○	○	○	○	○	第七問答	
5				○	○	○	○	○	第八問答	
6			○	○	○	○	○	○	第九問答	
8	○	○	○	○	○	○	○	○	第十問答	
6	○			○	○	○	○	○	第十一問答	
4		○	○	○	○				第十二問答	
71	2	5	7	12	12	11	11	11	計	

「或人」とされているので、ここから推察することはできない。次に、『和語燈録』を見ると、その奥書に「こ乃問答乃問をハ進行集ニハ禅勝房の問といへり、ある文にハ隆寛律師の問といへり、たつぬへし」と、どちらか明らかでは無いので尋ねてほしいと記されているが、『進行集』には禅勝房と書かれてあるとしている。しかし、『進行集』には、その部分が現存せず見ることができないが、(第一巻に、恐らく集録されていたと思われる。) 著者が隆寛律師の弟子の敬西房信瑞であることから、この問答を禅勝房としている以上隆寛律師の間では無いと言える。しかしながら『長禄四年本』には、「進行集十二問答隆寛律師上人答」とあるが、これについても先の理由から今は傍らにして考えたい。又、『進行集』にあると思われる法語は、『醍醐本』と一致していると指摘され、『九卷伝』、『四十八卷伝』は『和語燈録』を資料としている。以上の事から考えるに、禅勝房では無いという否定の理由が無い為、禅勝房の間と考えても良いであろうという結論に達したのである。

次に、『醍醐本』及び『西方指南抄』では十一の問答を配列の順序も等しく掲載されている。内容については後に述べるとして、この十一の問答が『和語燈録』にみる最後に一問答を追加してきた『十二問答』に変わっていったことについて少し論究してみたいと思う。まず、この『十二問答』という言葉が、いつ頃『十一問答』に変わって世に流布されていたのかについて考えてみると、良忠の『決答授手印疑問鈔』巻上に、

如_キ此_ノ義_ニ者相_ニ違_ス十二問答。彼_ノ一問答云。礼讚_ノ深心中ニハ十聲

『和語燈録』所収『十二問答』についての研究

—各種伝記類にみる『十二問答』—

秦 智 宏

『和語燈録』巻四に収録されている『十二問答』は、その成立の前後に次の各種伝記類に見ることが出来る。即ち、

① 『醍醐本』……『或時遠江国蓮華寺禅勝房参上人奉問種々之事上人一々答之』

② 『西方指南抄』巻下本……『或人念仏之不審聖人ニ奉問次第』

③ 康永二年祐玄書写本……『或人問イマイラセル次第』

④ 元亨版『和語燈録』巻四……『十二の問答』

⑤ 長祿四年書写『往生要義鈔』……『進行集十二問答隆寛律師問上人答』

⑥ 正徳版『和語燈録』巻四

⑦ 『九卷伝』巻四下

⑧ 『四十八卷伝』巻四十五

⑨ 『拾遺古徳伝絵詞』巻七

1
の、九本であるが、⑤は④に相当するので今は省いて考えていきたい。先ず、問答の数について考察すると、次頁の表の如くである。

即ち、『醍醐本』、『西方指南抄』、『康永二年本』までは『十一問答』の形を取っており、『十二問答』になったのは、『和語燈録』をもって始めとなり、原形は『十一問答』であったと考えられる。では何ぞ、第十二番目の問答が増加されたのかという問題が生じてくるが、このことについては後に述べるとして、この問答が誰に對してなされたかについて論を進める。この問題を分類してみると、次の五種類に分けることができる。

(一) 「或人」……『西方指南抄』、『康永二年本』

(二) 「禅勝房」……『醍醐本』、『九卷伝』、『四十八卷伝』

(三) 「隆寛律師」……『長祿四年本』

(四) 「禅勝房」か「隆寛律師」か何れかである。……『和語燈録』

(五) その他別人「讃岐国塩飽の荘の領主高階時遠入道西仁、室の泊の修行者」……『拾遺古徳伝絵詞』

以上であるが、今、私は、次の理由によりこの問答は禅勝房との問答であったらうと考えるのである。先ず、(一)の両本については、